

宮城県公報

宮 城 県
発行
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○飼料の試験結果の公表

(畜産課)

一

○県営土地改良事業換地計画の縦覧

(農村整備課)

二

○道路の区域変更(二件)

(道路課)

三

○道路の供用開始(二件)

(同)

三

選挙管理委員会

○証票の無効

四

収用委員会

○県道石巻鮎川線給分浜4号事件公示送達

四

告 示

○宮城県告示第三十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、令和二年九月及び十月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和三年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

安全性に関する検査

令和2年9月収去

製造事業場等の名称及び所在地 塩釜水産飼料株式会社 塩釜市	収去場所 同左	飼料の名称 60%フイツジュミール	製造(輸入)年 R02.9	試験項目 重金属-カドミウム, 鉛, 水銀	違反の有無及び違反の内容 無
株式会社縮井 塩釜工場 塩釜市	同左	60%イナホフイツジュミール	R02.9	重金属-カドミウム, 鉛, 水銀	無

栄養成分に関する検査

令和2年9月収去

製造事業場等の名称及び所在地 塩釜水産飼料株式会社 塩釜市	収去場所 同左	飼料の名称 60%フイツジュミール	製造(輸入)年 R02.9	試験項目 栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗灰分	違反の有無及び違反の内容 無
株式会社縮井 塩釜工場 塩釜市	同左	60%イナホフイツジュミール	R02.9	栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗灰分	無

令和2年10月収去

製造事業場等の名称及び所在地 石巻飼料株式会社 石巻市	収去場所 同左	飼料の名称 ドライ&フレッシュEIS	製造(輸入)年 R02.10	試験項目 栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	違反の有無及び違反の内容 無
清水港飼料株式会社 石巻工場 石巻市	同左	和牛肥育飼料 ばく麦	R02.10	栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無

○宮城県告示第三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県管土地改良事

業大曲地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることが出来る。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年一月二十日から令和三年二月十八日まで

三 縦覧場所

東松島市役所本庁舎及び鳴瀬庁舎

○宮城県告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年一月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 東和登米線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
登米市登米町大字日根牛字小川向八番三地先から 同市同町大字日根牛字小川向無番地先まで		前	後	前	後	前	後
		A	B	四・五	一三・一	一三〇・二	一三〇・二
		B	A	一・五	一四・六	一三〇・二	一三〇・二
		A	B	四・五	一三・一	一三〇・二	一三〇・二
		後	前	一・五	一四・六	一三〇・二	一三〇・二

C	九・〇、 一〇・二	一七七・〇
---	--------------	-------

○宮城県告示第四十号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年一月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 泊崎半島線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
本吉郡南三陸町歌津字大磯四四番一地先から 同郡同町歌津字大磯四四番一地先まで		前	後	一三・九	二六・三	二二・七	二二・七
		二六・八	二八・九	二二・七	二二・七		

○宮城県告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年一月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	東和登米線	登米市登米町大字日根牛字小川向八番三地先から 同市同町大字日根牛字小川向無番地先まで	令和三年 一月十九日

○宮城県告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始するので告示する。
その関係図面は、令和三年一月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	泊崎半島線	本吉郡南三陸町歌津字大磯四四番一地从先から同郡同町歌津字大磯四四番一地从先まで	令和三年一月十九日

選挙管理委員会

○宮選管告示第百十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第百十条の五の規定により交付した左記の証票は、令和三年一月八日以降無効とする。

令和三年一月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

記

証票番号

㊦ 第三号の〇六七

証票番号

㊧ 第三号の〇六五

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第2号

県道石巻鮎川瀬給分浜4号事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、来局の上、その交付を受けてください。

令和3年1月19日

宮城県収用委員会

1 送達すべき書類

令和3年1月12日付け宮収号外通知文

令和2年12月18日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書

2 送達を受けるべき者

佐々木 徳藏 住所及び常居所不明 ただし、判明した最終の本籍地

北海道國後郡泊村大字東湧村字東湧79番地

なお、登記記録上の住所

宮城県牡鹿郡牡鹿町大字大原浜字町5番地の2

大原浜北山施業森林組合 牡鹿郡牡鹿町大字大原浜字町58番地

なお、法人登記記録上の登記名義人

大原浜北山施業森林組合

牡鹿郡大原村大原浜字町58番地